

中間前金払制度を積極的に活用しよう！

中間前金払制度は、契約を締結したあとに受け取った4割以内の前払金に加えて、さらに2割までの範囲で、前金払を追加で請求できる制度です。

(建設工事請負契約約款第33条関係)

～手続き簡単～

- 中間前金払の認定請求に係る予定については、口頭の申出でもOK！
- 認定請求書に添付する工事の進捗率を示す資料は、工事工程表でOK！
- 工事の進捗額は、認定請求時点の工事旬報等の現在日出来高で確認OK！

1. 対象となる工事

対象工事は予定価格が250万円を超える工事です。

2. 中間前金払の要件とは

次の要件の全部を満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3. 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内の額。

ただし、当初支出した前払金の額と合計して請負代金の10分の6を超えることはできません。

4. 中間前金払は選択制

- (1) 中間前金払と部分払は選択制となっており、契約締結時に請負者が選択を行うこととなります。
- (2) 中間前金払を当初に選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また、部分払を当初に選択した場合、その後に中間前金払を請求することはできません。(債務負担行為に係る工事を除く。)

5. 手続き

「中間前金払認定請求書」に工事の進捗率を示す資料(工事工程表)を添えて当該工事に係る監督職員へ提出し、認定を受けてください。

中間前金払のメリットは

- 簡単な手続きで
工事代金が早く受け取れます。
- 部分払のような出来高検査はありません。
- 出来高検査時のような
工事関係書類の作成は不要です。
- 低い保証料率で、
資金調達が可能です。

(参考：北海道建設業信用保証(株) 0.065%)